

# ●まちのお知らせ

## 犬・猫の飼い主の方へ

7月1日から犬及び猫（いずれも生後90日以下のものを除く。）を合計10頭以上飼養している方は県への届出が義務付けられます。

### 多頭飼養の届出

7月1日時点で、犬及び猫を合計10頭以上飼養している方は、7月1日から30日以内に届出が必要です。（第一種動物取扱業を営んでいる方などは除外）

### 変更の届出

届出事項に変更があった日から30日以内に届出が必要です。

### 廃止の届出

飼養を廃止したとき、又は飼養する犬及び猫の合計数が10頭未満となったときは速やかに届出が必要です。

### 罰則

上記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は5万円以下の過料に処せられます。

\*詳しくは、西濃保健所へお問い合わせいただくか、下記ホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/125950.html>

■ 住民環境課 ☎ 64-7105

## ご寄附ありがとうございます（敬称略）

### ふるさと寄附金

立岡 亘	100,000円
棚橋 清晴	10,000円

### 安八町へ

古澤 康至	1,000円
川畑 泰治	1,000円

## 子ども食堂補助事業者を募集します

令和3年度安八町子ども食堂運営支援事業費補助金の補助事業者を募集します。

子どもの健やかな成長の環境整備を促進するため、町内で子どもたちに食事の提供などを行う子ども食堂を運営する団体に対して、運営にかかる費用を補助します。

### 募集期間

6月1日（火）～6月30日（水）

### 申請方法

申請書類（福祉課窓口にて配布、またはホームページよりダウンロード）に必要な事項を記入の上、福祉課窓口へ提出してください。

■ 福祉課 ☎ 64-7104

## 名古屋への高速バス運行について

名阪近鉄バス株式会社が、揖斐郡大野町から安八町を経由して、JR名古屋駅への高速バスを中部運輸局に申請しました。中部運輸局の認可後、7月下旬からの運行開始を予定しています。

安八町の停留所は、安ハスマートICを出てラウンドアバウトで折り返しての利用となり、アクセス道路上にバス停を設置します。

運行回数は名古屋行きが7回、大野町行きが8回で、安ハー名古屋間の運賃は片道830円を予定しています。詳しくは、来月の広報でお知らせします。

■ 住民環境課 ☎ 64-7105

## 労働保険のお知らせ

令和3年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は6月1日（火）～7月12日（月）

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますのでご活用ください。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター（☎ 0800-555-6780）【開設期間は7月16日（金）まで。通話料無料】までご相談ください。

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください、自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

○労働保険の電子申請は「e-Gov」から行うことができます。



<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

○労働保険関係手続（一部手続を除く）はGビズIDを利用して手続きすることができます。

■ 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

◆年度更新について（業務係）

☎ 03-5253-1111 内線5162

◆電子申請について

☎ 03-5253-1111 内線5160

広告